関係者各位

令和4年3月1日以降適用の「公共工事設計労務単価」並びに 「設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について

令和4年3月1日以降適用の公共工事設計労務単価(新労務単価)並びに設計業務委託等技術者単価(新技術者単価)について、本市では国の単価改正の趣旨を踏まえ下記のとおり取り扱うことといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 措置の内容

- (1) 令和4年3月1日以降に契約を締結する請負工事・建設コンサルタント業務委託 のうち、旧労務単価並びに旧技術者単価により予定価格を積算した工事請負・業 務委託契約については、機労材すべてを契約後、速やかに令和4年3月1日以降 適用の新単価で変更契約いたします。
- (2) 令和4年2月28日以前に契約を締結した請負工事のうち、残工事期間が2か月以上で、単価改定前と改定後の差額が1%を超える額について、工事請負契約約款第27条第6項(インフレスライド)を適用し発注者・受注者協議のうえ、適切に対処いたします。

2. 技能労働者への適切な水準の賃金支払いついて

上記に伴い、請負代金額が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引上げ等について適切な対応をお願いします。